

西尾市地域公共交通活性化協議会の委員の追加について

1 概要

渡船は市の幹線を担う公共交通であり、観光と公共交通の連携による地域の活性化を促進するとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを形成する上で、渡船事業者の参画が不可欠であるため、西尾市地域公共交通活性化協議会規約第4条第1項第11号で規定する「前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者」として、渡船事業を所管する西尾市交流共創部佐久島振興課長を委員として追加する。

2 追加時期

令和4年度から

西尾市地域公共交通活性化協議会規約抜粋

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (4) 鉄道事業者
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 道路管理者
 - (7) 愛知県西尾警察署長又はその指名する者
 - (8) 愛知県知事の指名する者
 - (9) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
 - (10) 学識経験者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 (略)